

事務連絡
令和3年3月6日

北本市スポーツ少年団
関係各位 殿

北本市スポーツ少年団
本部長 小澤 修次

「緊急事態宣言」再延長について少年団活動のお願い

平素より、北本市スポーツ少年団活動に特段のご配慮をいただき厚く御礼申し上げます。

政府が新型コロナウイルス感染拡大に伴う、「緊急事態宣言再延長」を1都3県に3月21日までの期間で決定致しました。

決定に伴い、北本市スポーツ少年団活動の自粛も再延長でお願い致します。

【 活動の注意事項とお願い 】

- 1 活動時間 4時間以内とする（準備から解散まで）
- 2 対外試合・イベントの禁止（市外への遠征や合同練習・練習試合も含む）。
- 3 食事を伴う活動の禁止。
- 4 人と人との距離を保ち（最低1m）、父母会関係者の付き添いは2人～3人で対応。
- 5 飛沫感染防止の為、指導者はマスク対応と大声を控える。
- 6 活動開始前、終了後はマスクの着用をすること（全員）。
- 7 健康観察の徹底、ご家族で具合の悪い方（発熱、体調不良）がいる場合は、子供の練習参加を見合わせる様をお願い致します。

適応期間は、3月21日まで再延長とします。

※ こまめな手洗い（石けん使用）・顔を洗う・うがい・消毒液の使用をすること。

以上のことに関して、ご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

事務局：北本市教育委員会生涯学習課
生涯スポーツ・オリ、パラ担当
電話：594-5568